

多治見市教育大綱

令和 6 年 4 月

多治見市

I 基本的事項

(1) 大綱策定の趣旨

平成 27 年 4 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）が一部改正され、市長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

これを受け、市長及び教育委員からなる総合教育会議において、教育行政の目標や方針等について協議を行い、多治見市教育大綱として定めています。

(2) 大綱策定にあたっての考え方

教育に関する施策の根本となる方針等については、本市市政運営の最上位の計画である総合計画に掲げられていることから、本大綱は同総合計画を基本とします。

具体的には、総合計画に掲げられるまちづくりの基本方針を大綱の目標とするとともに、基本方針を実現するための政策の柱・施策を、総合計画における教育関係部分により構成します。

総合計画と本大綱を踏まえて策定する教育基本計画により、基本的な考え方や方針を継承しつつ、教育行政の確実なレベルアップを図ります。

なお、スポーツ及び文化（文化財を除く）に関することについては、多治見市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成 22 年条例第 37 号）により、市長が管理し執行することとしていることから、本大綱には掲げておりません。

(3) 大綱の期間

本大綱の期間は、総合計画期間と同期間とします。また、この期間中に総合計画が変更された場合には、本大綱も同様に変更されたものとみなします。

【参考】

第 8 次総合計画 令和 6 年度～令和 13 年度（8 年間）

2 基本方針

「市民が主役！躍動するまち 多治見」

本市では現在、人口減少、少子高齢化が進行しつつあり、第8次総合計画の計画期間(令和6(2024)年度から13(2031)年度まで)中には、人口が10万人を下回る見込みです。

このような人口減少社会においても、いつまでも住み続けたいと思えるまちであり続けるためには、全ての市民が安心して生き生きと生活する「市民が主役のまち」である必要があります。

「市民が主役のまち」とは、市民が日々の生活に生きがいを感じ、自分の考えや思いを持って行動し、まちづくりに気軽に参加して意見や考えを提案できるまちのことです。

そのようなまちを目指すため、市民の幸福度やまちの活力の向上につながる施策を積極的に動かし、まちの魅力を向上させていきます。

今回の第8次総合計画では、本市の未来を担う子どものための子育て政策、まちにぎわいを生み出すとともに経済の好循環や市税収入の増加に寄与する経済政策、市民が元気で安心して暮らすための医療・福祉政策の3点に重点を置き、本市に暮らす人々の幸福度の向上につながる政策を進めます。

3 政策の柱

「子育て世代が選び、住み続けたくなるまちづくり」

【子育て・教育】

子どもの笑顔は、まちに元気をもたらします。また、子どもの笑顔はおとなも笑顔にし、おとなの笑顔が子どもの心を温かくします。

全ての子どもが笑顔で暮らせるまちを目指して、健やかな発育発達の支援、保育・幼児教育や学校教育の充実、子どもの居場所づくりなど、子どもへの支援を推進します。

4 施策

(1) 出産前からの切れ目のない支援

安心して子育てができ、子どもが健やかに育つよう、出産前からの切れ目のない支援を充実させます。

(2) 親育ち・子育ての支援

親と子どもがともに成長する喜びを感じられるよう、家庭だけでなく、学校、地域など、まち全体で子どもの成長を支えていく仕組みを充実させます。また、子どもが自身の居場所を確保し、自ら未来を選択していけるよう支援します。

(3) 保育・幼児教育の充実

子育てをしながら安心して働けるよう、また、子どもの健やかな育ちを支えるよう、保育・幼児教育を充実させます。

(4) 学校教育の充実

子どもが安心して学び、自分の良さを信じて成長していけるよう、学校教育を充実させます。

(5) 保育・教育に関する体制強化

子どもたちの健やかな育ちと学びを支えるため、幼稚園、保育園、小中学校の人員体制を強化します。

(6) 保育・教育施設等の整備

子どもたちの健やかな育ちと学びを支えるため、保育・教育に関する施設や設備を適切に整備します。

(7) 文化・芸術振興

文化・芸術を通じて豊かな心を育むとともに、郷土の歴史や文化の理解を促すため、市民の文化・芸術活動の支援、文化財の保存・活用を進めます。